

令和6年4月1日改正

# 学 則

武庫川女子大学大学院

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 武庫川女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、武庫川学院立学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、社会・文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己点検及び評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究の改善に努める。

2 前項の点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、本大学院における研修及び研究を組織的に実施するものとする。

2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### (課程)

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、一般的並びに専門的教養の上に広い視野に立ってその専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

### (研究科及びその目的)

第4条 本大学院に文学研究科、臨床教育学研究科、健康・スポーツ科学研究科、生活環境学研究科、食物栄養科学研究科、建築学研究科、薬学研究科及び看護学研究科を置く。

2 文学研究科は、基礎となる文学部各学科の教育理念を基本に、専攻分野に関連するより深化した教育・研究を行い、高度な応用能力と専門性を有する職業人、又は自立した研究者を養成することを目的とする。

3 臨床教育学研究科は、修士課程は夜間開講、博士後期課程は昼夜開講の研究科として、修士課程は「教育学」「心理学」「福祉学」、博士後期課程は「臨床教育学」「教育学」「臨床心理学」の専門分野に関連するより深化した教育・研究を行い、高度な応用能力と専門性を有する職業人、又は自立した研究者を養成することを目的とする。

4 健康・スポーツ科学研究科は、基礎となる健康・スポーツ科学部の教育理念を基本に、「スポーツ教育学分野」、「スポーツ科学分野」、「スポーツマネジメント学分野」及び「健康科学分野」に関連するより深化した教育・研究を行い、高度な応用能力と専門性を有する職業人、又は自立した研究者を養成することを目的とする。

5 生活環境学研究科は、基礎となる生活環境学部各学科の教育理念を基本に、専攻分野に関連するより深化した教育・研究を行い、高度な応用能力と専門性を有する職業人、又は自立した研究

者を養成することを目的とする。

- 6 食物栄養科学研究科は、大学が掲げる立学の精神と教育推進宣言に則り、平和で民主的な社会の形成者として、高度な教養と幅広い知識を有し、豊かな人間性を備えるとともに、時代と社会の要請に応えつつ高度化していく食物栄養科学の分野で活躍できる人材を育成する。
- 7 建築学研究科は、「真」を求める「理性」を磨き、「善」を行う「人格」を練磨し、「美」を享受する「感性」を養うとともに、これらを総合できる全人格的能力を身に付け、社会に貢献できる、より高度な建築・景観設計技術者及び自立した研究者を養成する。「真」「善」「美」の修得と同時に、価値基準が異なる「真」「善」「美」を互いに総合する能力を身につけ、安全で、使い易く、美しい、真に人間的な住環境を創生する実践的能力及び研究能力を修得することを目的とする。
- 8 薬学研究科は、本学大学院が掲げる目的を理解し、明確な目的意識を持って、幅広い知識と創造性及び独創的な発想とともに、薬学及び薬科学の分野に関する最新かつ高度な研究・教育活動を通して、分野の発展と新規開拓を目指す意欲と国際性、倫理観を兼ね備えた人材を育成することにより、人類の医療と健康・福祉に奉仕することを目的とする。
- 9 看護学研究科は、基礎となる看護学教育の教育理念を基本に、専攻分野に関連するより深化した教育・研究を行い、高度な応用能力と専門性を有する職業人、又は自立した研究者を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適切な方法により、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 博士課程の標準修業年限は5年とする。博士課程は、これを前期2年と後期3年の課程に分け、前期2年の課程を修士課程として取扱うものとする。ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年とし、前期と後期の課程に区別しない。
- 4 前項に定める前期の課程を「修士課程」といい、後期の課程を「博士後期課程」という。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)が、その旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
- 6 研究科の在学年限は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることはできない。ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程にあつては、8年を超えることができない。  
(専攻の種類・定員及びその目的)

第6条 各研究科に置く専攻の種類・定員及びその目的は次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	日本語日本文学専攻	12	24	3	9		
	英語英米文学専攻	12	24	3	9		
	教育学専攻	6	12				
	臨床心理学専攻	20	40				
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻	16	32	6	18		
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	20	40				
生活環境学研究科	生活環境学専攻	6	12	2	6		
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	8	16	2	6		
	食創造科学専攻	4	8	2	6		
建築学研究科	建築学専攻	22	44	2	6		
	景観建築学専攻	15	30	1	3		
薬学研究科	薬学専攻					2	8
	薬科学専攻	30	60	2	6		
看護学研究科	看護学専攻	15	30	5	15		
計		186	372	28	84	2	8

2 日本語日本文学専攻は、日本語学研究、日本文学研究、国語科教育研究、日本語教育研究を柱とした実践的な教育と研究を行い、高度の専門性を有する職業人や社会において指導的な役割を担う自立した研究者を養成することを目的とする。

3 英語英米文学専攻は、英文学、米文学及び英語学・英語教育研究を柱とした実践的な教育と研究を行い、国際化にも対応できる高度の専門性を有する職業人や社会において指導的な役割を担う自立した研究者を養成することを目的とする。

4 立学の精神と教育推進宣言に則り、教育学専攻は、現代学校教育の課題を視野に入れつつ教育の理論と実践に関する研究能力を育てることを目的とする。

この目的のもと、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に、教育の諸課題を解決し新しい知見を創出するために求められる専門的な学識と探究心、教育の実践に対する強い関心と意欲、自己の成長への高い志をそなえた高度専門職者の養成をめざす。

5 臨床心理学専攻は、実践的な教育と研究を行い、保健医療分野、福祉分野、教育分野、司法・犯罪分野、産業・労働分野において、人々の心の健康の回復、増進と維持に寄与しうる高度の専門性を有する公認心理師等の心理専門職を養成することを目的とする。

6 臨床教育学専攻は、修士課程は「教育学」「心理学」「福祉学」、博士後期課程は「臨床教育学」「教育学」「臨床心理学」、それぞれの独自性を尊重しながらも、各分野を統合した学際的視点からの基礎研究と実践的研究の架橋を目指している。高度な専門性を有する職業人や社会において



指導的な役割を担う自立した研究者を養成することを目的とする。

- 7 健康・スポーツ科学専攻は、健康・スポーツ教育学分野、健康・体力科学分野、スポーツトレーニング科学分野、スポーツビジネス分野及びリハビリテーション科学分野に関する教育と研究を行い、人々の「生活の質」の向上を実現するために必要な高度の専門性を有し、併せて豊かな人間性と協調性を兼ね備えた地域社会に貢献できる職業人や社会において指導的な役割を担う人材を養成することを目的とする。
- 8 生活環境学専攻は、生活文化学分野、生活美学分野、生活行動学分野、生活情報学分野、生活環境学分野、生活材料科学分野、環境デザイン分野の各分野を柱とした実践的な教育と研究を行い、高度の専門性を有する職業人や社会において指導的な役割を担う自立した研究者を養成することを目的とする。
- 9 食物栄養学専攻は、健康栄養科学コース、実践管理栄養コースの2コースを設置し、人々の健康づくりに貢献する有能な栄養学専門家を養成する。健康栄養科学コースにおいては、社会の動向や予防・医療現場に対応した予防栄養・医療栄養への実践力と応用力を身につける。実践管理栄養コースにおいては、個人の身体・栄養状態のアセスメント結果に基づいた疾病の治療、QOLの改善など、臨床や福祉といった治療学分野で活躍する実践的な管理栄養士を養成することを目的とする。
- 10 食創造科学専攻は、食産業界の先導者となって新しい製品やサービスを創出できる食の専門家として、食に関する卓越した専門力と探求力および国際的な場で実践できる知識と教養、さらには食産業界でリーダーシップを発揮できる技術力とコミュニケーション能力を身につけ、豊かな発想力から生まれる創造的な研究に取り組むことができる人材を養成することを目的とする。
- 11 建築学専攻は、建築学研究科の養成する人材像に基づいて、グローバル社会に貢献できる国際的通用性を備えた、より高度な建築設計技術者及び自立した研究者を養成する。そして真に人間的な住環境を創生する実践的能力及び研究能力を、UNESCO-UIA 建築教育憲章に対応した世界水準の学びを通して修得することを目的とする。
- 12 景観建築学専攻は、建築学研究科の養成する人材像に基づいて、自然と共生する社会に貢献できる、より高度な建築・景観設計技術者及び自立した研究者を養成する。そして真に人間的な住環境を創生する実践的能力及び研究能力を、自然との共生や景観映像情報技術の幅広い学びを通して修得することを目的とする。
- 13 薬学専攻は、薬物治療学分野及び実践医療薬学分野に関する教育と研究を行い、医療現場、大学等の研究機関において、医薬品とその使用に関して高度の専門性を有し、社会において指導的な役割を担う研究者を養成することを目的とする。
- 14 薬科学専攻は、薬科学分野に関する教育と研究を行い、創薬系薬科学、生命系薬科学及び臨床系薬科学分野において、高度の専門性を有する職業人や社会において指導的な役割を担う研究者を養成することを目的とする。
- 15 看護学専攻は、生涯発達看護学領域及び広域実践看護学領域を柱とした理論及び実践的適用の教育と研究を行い、経験知を理論知に進化させることができ、健康と福祉の向上並びに看護学の

進展に貢献できる高度の専門性を有する職業人や社会において指導的役割を担う研究者を養成することを目的とする。

## 第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第7条 本大学院の教員には、武庫川女子大学の教授、准教授、講師及び助教をあてる。

(研究科長)

第7条の2 本大学院に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(専攻長)

第7条の3 本大学院に専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻の学務を掌理する。

(研究科委員会)

第8条 各研究科に研究科委員会を置く。

2 各研究科委員会は教授をもって構成する。ただし、研究科長が必要と認めたときは、同委員会に准教授、講師及び助教を加えることができる。

3 各研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科委員会の審議事項)

第9条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 修士、博士の学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10条 削除

(大学評議会)

第11条 本学に大学評議会を置き、全研究科を横断する事項について審議する。

(その他)

第11条の2 本章に定めるもののほか、研究科委員会及び大学評議会に関する規程は、別に定める。

## 第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第12条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年は次の2学期に分ける。

前学期 4月1日より8月31日まで

後学期 9月1日より3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 創立記念日 2月25日

(3) 日曜日

(4) 夏季休業 8月5日より9月14日まで

(5) 冬季休業 12月25日より翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月20日より4月2日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

4 特別の必要がある場合は、休業中でも授業、実験又は実習を行うことができる。

#### 第4章 入学・転入学・再入学・留学・転研究科・転専攻・転学・退学・休学・復学及び除籍

(入学の時期)

第15条 入学期日は学年の始めとする。ただし、後学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第16条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの。ただし、医学・歯学・薬学・獣医学に係る6年制の学部を卒業したことのみをもって、これを修士課程相当とし、博士後期課程への入学資格が認められるわけではない。
- 3 本大学院薬学研究科薬学専攻博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第87条第2項に定める修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者
  - (2) 薬学の修士の学位を有する者
  - (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学院の課程における18年（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者  
（入学の出願）

第17条 入学志願者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第18条 入学志願者に対しては課程を修めるのに必要な学力、人物及び健康状態について当該研究科委員会で選抜の上、学長が入学を許可する。

2 入学選抜の期日及び方法はそのつど定める。

（転入学）

第19条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願する者は、在籍する大学院の学長又は当該研究科の長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 入学を許可された者の既に修得した授業科目の履修単位数の取扱いについては、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(再入学)

第20条 本大学院に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の取扱い並びに在学年限については、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が定める。

3 再入学に関して必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第21条 入学を許可された者は所定の期日までに入学誓書兼同意書、保証書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

(保証人)

第22条 前条の保証書の保証人は、独立の生計を営む満25歳以上の者で、確実に保証人の責務を履行し得るものでなければならない。若し本大学院において不相当と認めるときは、保証人の変更を命ずることがある。

2 保証人が死亡又はその他の理由で、その責をつくし得ないときは、新たに保証人を選定して、直ちに届け出なければならない。

3 保証人が転居した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(留学)

第22条の2 本大学院と交換留学協定又は派遣留学に関する協定を締結している外国の大学院に留学を志願する者があるときは、選考の上、許可をすることがある。

2 前項により留学した期間は、第5条に規定する修業年限及び在学年数に算入する。

3 留学に関する規定は、別に定める。

(転研究科・転専攻)

第23条 本大学院の在籍者で他の研究科に属する専攻に転研究科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

2 本大学院の在籍者で同一研究科に属する他の専攻へ転専攻を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

3 転研究科又は転専攻した者の既に修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(転学)

第24条 本大学院の在籍者で他の大学院に転学を希望する者があるときは、やむを得ない事情のある場合に限り、許可することがある。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、許可を受けなければならない。



(休学)

第26条 疾病その他、やむを得ない事情により、2か月以上修学することができない者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

第27条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第5条第6項に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、復学することができる。ただし、疾病により休学していた場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 第5条第6項に規定する在学年限を超えた者

(2) 第27条第2項に規定する休学の期間を超えて、なお修学できない者

(3) 休学期間満了後正当な理由なくして、復学、休学の継続、退学のいずれかの願い出がない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 長期にわたり所在不明の者

(6) 法に定める在留資格が得られない者

(7) 死亡した者

第29条の2 入学・転入学・再入学・留学・転研究科・転専攻・転学・退学・休学・復学及び除籍する者は、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が定める。

## 第5章 課程修了の要件

(課程修了の要件)

第30条 修士課程の修了の要件は、大学院に第5条第1項又は第2項に規定する標準修業年限以上在学し、第31条に定められた必要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文(以下「論文」という。)又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、第5条第1項に規定する在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第5条第3項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。



- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
  - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査
- 3 博士課程の修了の要件は、大学院に第5条第3項に定める標準修業年限以上（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）在学し、第31条に定められた必要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については大学院に3年以上（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）、また薬学研究科薬学専攻博士課程にあつては3年以上在学すれば足りるものとする。
  - 4 第5条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については大学院に3年以上（修士課程における在学期間を2年を限度として含む。）在学すれば足りるものとする。
  - 5 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、前2項の規定にかかわらず、大学院に3年（博士後期課程に3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第5条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く）に2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、第31条に定められた必要単位数以上を修得するものとする。また在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程等を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、2年を超える標準修業年限を定める修士課程等を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間を2年を限度として減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

## 第6章 授業科目・履修方法及び課程修了認定等

（授業科目及び履修方法等）

第31条 各研究科に課する授業科目及び履修方法は、別表第1のとおりとする。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によ

り単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法により行なう場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

2 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する講義、演習、実験、実習及び実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(1年間の授業期間)

第32条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育方法の特例)

第32条の2 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(研究指導)

第33条 各研究科委員会は、学生の研究を指導するため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 各研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、博士課程の学生が、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを許可することができる。

(他の専攻、他の研究科及び他の大学の大学院の授業科目の履修)

第34条 各研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が他の専攻、他の研究科と協議して設定した授業科目（以下「関連科目」という。）及び本大学院の協定した他の大学の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により学生が履修した関連科目の修得単位は、各研究科委員会で認める場合に限り、10単位を超えない範囲で、本大学院の協定した他の大学の大学院の授業科目の修得単位は15単位を超えない範囲で、それぞれ本大学院で修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が本大学院が承認した外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣

が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 各研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、15単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前条第2項及び前項により、本学において修得したとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(在学期間の短縮)

第35条の2 本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院で修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程または博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の第30条第4項に規定する博士課程における在学期間については、適用しない。

(単位修得の認定)

第36条 単位修得の認定は、学生の試験又は研究報告の成績により、担当教員が行うものとする。

2 前項の成績は、S、A、B、C、不合格、E、F、認をもって表わし、S、A、B、C、認を合格とする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 この学則に定めるもののほか、成績の評価に関する必要な事項は、別に定める。

(論文の審査及び最終試験)

第37条 論文の審査及び最終試験の方法等については、武庫川女子大学学位規程の定めるところによる。

(課程修了の認定)

第38条 課程修了の認定は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(学位の授与)

第39条 学長は、課程修了の認定を受けた者に対して、武庫川女子大学学位規程の定めるところにより、学位を授与する。

(資格の取得)

第40条 本大学院において取得することができる資格は、次のとおりである。

(1) 本大学院において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
文学研究科	日本語日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語
	英語英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	—
		小学校教諭専修免許状	—
中学校教諭専修免許状		国語・英語	
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	—
		小学校教諭専修免許状	—
		中学校教諭専修免許状	国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・保健・技術・家庭・職業・職業指導・英語・宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語・地理歴史・公民・数学・理科・音楽・美術・工芸・書道・保健体育・保健・看護・家庭・情報・農業・工業・商業・水産・福祉・商船・職業指導・英語・宗教
		養護教諭専修免許状	—
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育
生活環境学研究科	生活環境学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	栄養教諭専修免許状	—
薬学研究科	薬科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科

(2) 本大学院において取得することができるその他の資格は、次のとおりである。

研究科	専攻	取得できる資格
文学研究科	臨床心理学専攻	公認心理師国家試験受験資格
生活環境学研究科	生活環境学専攻	一級建築士国家資格免許登録要件
建築学研究科	建築学専攻	
建築学研究科	景観建築学専攻	一級建築士国家資格免許登録要件
看護学研究科	看護学専攻	

2 前項第1号に掲げる免許状を取得しようとする者は、当該免許に係る各校種・各教科の一種免許状を有する者で、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる資格のうち、公認心理師国家試験受験資格を取得しようとする者は、大学において文部科学省令・厚生労働省令で定められた公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した文学研究科臨床心理学専攻の学生で、文部科学省令・厚生労働省令で定められた授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。なお、履修方法は、別に定める。
- 4 第1項第2号に掲げる資格のうち、一級建築士国家資格免許登録要件を取得しようとする者は、建築士法第4条第2項第1号における建築実務の経験に該当する旨確認を受けた授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。なお、履修方法は、別に定める。
- 5 第1項第2号に掲げる資格のうち、保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、看護学研究科看護学専攻の看護学研究保健師コースの学生で、第30条第1項前段の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める所定の単位を修得しなければならない。なお履修方法は、別に定める。
- 6 看護学研究科看護学専攻における看護学研究保健師コースの定員は、6名とする。

## 第7章 入学検定料・入学金・学費

(入学検定料等の金額)

第41条 本大学院の入学検定料・入学金及び学費は、別表第2のとおりとする。

(学費の納入期)

第42条 学費は年2回に分けて納入しなければならない。

- 2 学費の納入時期については、別に定める。

(納入した入学検定料等)

第43条 納入した入学検定料及び入学金は、事情の如何にかかわらず返還しない。

- 2 納入した学費の取扱いについては、別に定める。

(転入学・再入学・退学・休学・復学及び除籍の場合の学費)

第44条 休学中は、学費の納入は免除する。ただし、休学中は、休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料に関する必要な事項は、別に定める。

- 2 各学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の学費は返還しない。
- 3 前2項に規定するもののほか、本条見出しの学費の納入方法については、別に定める。

## 第8章 科目等履修生・特別聴講生・研究生及び外国人留学生

(科目等履修生・特別聴講生)

第45条 本大学院において、特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本大学院の教育に支障がない限り、当該研究科委員会で選考の上、科目等履修生として在籍を許可することがある。科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は、所定の単位を与える。

- 2 他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）との協議に基づき、当該他の大学の大学院の学生が、本大学院の授業科目について履修を願い出たときは、当該研究科委員会で選考の上、



特別聴講生として履修を許可することができる。特別聴講生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は、所定の単位を与える。

- 3 科目等履修生の履修料等は、別表第3のとおりとし、特別聴講生の聴講料等は、別に定める。  
(研究生)

第46条 本大学院において、特定の課題について研究することを志望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない限り、当該研究科委員会で選考の上、研究生として在籍を許可することがある。

- 2 研究生の研究料は、別表第4のとおりとする。  
(外国人留学生)

第47条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科委員会で選抜の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第48条 科目等履修生・特別聴講生・研究生及び外国人留学生の許可については、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

- 2 科目等履修生・特別聴講生・研究生及び外国人留学生の本学則の適用については、修学上必要な事項のほか、第49条並びに第50条の規定を準用する。
- 3 この学則に定めるもののほか、科目等履修生・特別聴講生・研究生及び外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第49条 学生として全学生の模範となる善行・業績のあった者は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が表彰する。

(懲戒)

第50条 本大学院の規則、命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたと認められる者は、その軽重に従い、研究科委員会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。
- 3 前項により停学となった期間は、第5条に規定する修業年限に含めることはできない。
- 4 この学則に定めるもののほか、懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

## 第10章 建築・都市デザインスタジオ

(建築・都市デザインスタジオ)

第51条 建築学研究科修士課程における実務実習が、建築士試験の大学院における実務経験要件を満たすことができるよう、同研究科内に建築・都市デザインスタジオを置く。

- 2 建築・都市デザインスタジオは、一級建築士事務所として所轄庁に登録する。
- 3 建築・都市デザインスタジオに関する規定は、別に定める。



## 第11章 改廃

(改廃)

第52条 本学則の改廃は、大学評議会の意見を聴いて、理事会において決定する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第31条の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学生の授業科目及び履修方法等については、なお従前のおりとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第6条第5項の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第31条の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生の授業科目及び履修方法等については、なお従前のおりとする。
- 4 第40条第1項第2号、第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第6条第7項の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 4 第31条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生の授業科目及び履修方法等については、なお従前のおりとする。
- 5 第40条第1項第1号の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条第6項の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第6条第11項及び第12項の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 4 第31条の規定にかかわらず、平成31年以前の入学生の授業科目及び履修方法等については、なお従前のおりとする。
- 5 第51条の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第31条の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生の授業科目及び履修方法等については、

なお従前のおりとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4項及び第6項の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第6条に規定する食物栄養科学研究科食物栄養学専攻修士課程の収容定員は、令和4年度から令和5年度までの間、博士後期課程の収容定員は、令和4年度から令和6年度までの間、次のとおりとする。

研究科・専攻	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
食物栄養科学研究科食物栄養学専攻修士課程		8	16	
食物栄養科学研究科食物栄養学専攻博士後期課程		2	4	6

- 4 第6条に規定する食物栄養科学研究科食創造科学専攻修士課程の収容定員は、令和4年度から令和5年度までの間、博士後期課程の収容定員は、令和4年度から令和6年度までの間、次のとおりとする。

研究科・専攻	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
食物栄養科学研究科食創造科学専攻修士課程		4	8	
食物栄養科学研究科食創造科学専攻博士後期課程		2	4	6

- 5 生活環境学研究科食物栄養学専攻は、令和4年3月31日に当該専攻に在籍する学生が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 6 第31条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生の授業科目及び履修方法等については、なお従前のおりとする。
- 7 第40条第1項第1号の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第31条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生の授業科目及び履修方法等については、なお従前のおりとする。
- 3 第40条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する建築研究科景観建築学専攻修士課程の収容定員は、令和6年度から令和7年度までの間、次のとおりとする。

研究科・専攻	年度	令和6年度	令和7年度
		収容定員	収容定員
建築学研究科 景観建築学専攻修士課程		21	30

- 3 第31条の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生の授業科目及び履修方法等については、なお従前のおりとする。

別表第1（第31条関係）

文学研究科（修士課程）

日本語日本文学専攻		
授業科目	単位数	必・選別
特別演習Ⅰ	2	必修科目
特別演習Ⅱ	2	
日本語学演習Ⅰ	2	選択必修科目
日本語学演習Ⅱ	2	
日本文学演習Ⅰ	2	
日本文学演習Ⅱ	2	
日本文学演習Ⅲ	2	
国語科教育演習	2	
日本語教育演習	2	
日本語学研究ⅠA	2	選択科目
日本語学研究ⅠB	2	
日本語学研究ⅡA	2	
日本語学研究ⅡB	2	
日本文学研究ⅠA	2	
日本文学研究ⅠB	2	
日本文学研究ⅡA	2	
日本文学研究ⅡB	2	
日本文学研究ⅢA	2	
日本文学研究ⅢB	2	
日本文学史研究A	2	
日本文学史研究B	2	
国語科教育研究A	2	
国語科教育研究B	2	
漢文学研究A	2	
漢文学研究B	2	
多文化理解研究A	2	
多文化理解研究B	2	
日本語教育研究A	2	
日本語教育研究B	2	

〔履修方法〕

必修科目4単位、選択必修科目6単位以上、合計30単位以上を修得すること。



文学研究科（博士後期課程）

日本語日本文学専攻		
授業科目	単位数	必・選別
特殊演習Ⅰ	2	必修科目
特殊演習Ⅱ	2	
特殊演習Ⅲ	2	
日本語学演習Ⅰ	2	選択科目
日本語学演習Ⅱ	2	
日本文学演習Ⅰ	2	
日本文学演習Ⅱ	2	
日本語教育演習	2	
日本語学研究ⅠA	2	
日本語学研究ⅠB	2	
日本語学研究ⅡA	2	
日本語学研究ⅡB	2	
日本文学研究ⅠA	2	
日本文学研究ⅠB	2	
日本文学研究ⅡA	2	
日本文学研究ⅡB	2	
日本語教育研究A	2	
日本語教育研究B	2	
日本文学史研究A	2	
日本文学史研究B	2	

〔履修方法〕

必修科目6単位、合計10単位以上を修得すること。

文学研究科（修士課程）

英語英米文学専攻		
授業科目	単位数	必・選別
特別演習Ⅰ	2	必修科目
特別演習Ⅱ	2	
英語学特論Ⅰ	4	選択必修科目
英語学演習Ⅰ	2	
英語学特論Ⅱ	4	
英語学演習Ⅱ	2	
英文学特論Ⅰ	4	
英文学演習Ⅰ	2	
英文学特論Ⅱ	4	
英文学演習Ⅱ	2	
米文学特論Ⅰ	4	
米文学演習Ⅰ	2	
米文学特論Ⅱ	4	
米文学演習Ⅱ	2	
英語英米文学特別演習Ⅰ	2	選択科目
英語英米文学特別演習Ⅱ	2	
英語英米文学特別演習Ⅲ	2	
英語英米文学特別演習Ⅳ	2	
英語英米文学特別演習Ⅴ	2	
英語英米文学特別演習Ⅵ	2	
英語英米文学特別演習Ⅶ	2	
論文英語演習Ⅰ	2	
論文英語演習Ⅱ	2	

〔履修方法〕

必修科目4単位、選択必修科目14単位以上、合計30単位以上を修得すること。

文学研究科（博士後期課程）

英 語 英 米 文 学 専 攻		
授 業 科 目	単位数	必・選別
特 殊 演 習 I	2	必修科目
特 殊 演 習 II	2	
特 殊 演 習 III	2	
英 語 学 特 殊 研 究 I	4	選択科目
英 語 学 特 殊 演 習 I	2	
英 語 学 特 殊 研 究 II	4	
英 語 学 特 殊 演 習 II	2	
英 文 学 特 殊 研 究 I	4	
英 文 学 特 殊 演 習 I	2	
英 文 学 特 殊 研 究 II	4	
英 文 学 特 殊 演 習 II	2	
米 文 学 特 殊 研 究 I	4	
米 文 学 特 殊 演 習 I	2	
米 文 学 特 殊 研 究 II	4	
米 文 学 特 殊 演 習 II	2	
英 語 英 米 文 学 特 殊 演 習 I	2	
英 語 英 米 文 学 特 殊 演 習 II	2	
英 語 英 米 文 学 特 殊 演 習 III	2	
英 語 英 米 文 学 特 殊 演 習 IV	2	
英 語 英 米 文 学 特 殊 演 習 V	2	
英 語 英 米 文 学 特 殊 演 習 VI	2	
論 文 英 語 特 殊 演 習	2	

〔履修方法〕

主たる分野から必修科目 6 単位を含め12単位以上、その他の分野から 4 単位以上、合計16単位以上を修得すること。

文学研究科（修士課程）

教 育 学 専 攻							
分野	授 業 科 目					単位数	必・選別
教 教 教 課 課 課	育	学	研	究	総	論	必修科目
	育	学	研	究	特	論	
	育	学	特	別	研	究	
	題	題	研	究	究	I	
	題	題	研	究	究	II III	
教 教 学 学	育	調	査	法	I	2	選択必修科目
	育	調	査	法	II	2	
	術	英	語	I	2	2	
	術	英	語	II	2	2	
教 教 教 教 教	育	哲	学	特	論	2	選択科目
	教	育	哲	学	演	2	
	教	育	人	問	学	論	
	教	育	人	問	学	演	
	教	育	心	理	学	演	
教 教 授 授 教 教 国 国	育	方	法	学	特	論	選択科目
	教	育	方	法	学	演	
	授	業	研	究	特	論	
	授	業	研	究	特	論	
	教	育	経	営	学	演	
	教	育	経	営	学	演	
幼 児 教 育 ・ 保 育	こ	ど	も	学	特	論	2
	こ	ど	も	学	演	2	
	保	育	学	特	論	2	
	保	育	学	演	論	2	
	幼	児	発	達	特	論	

〔履修方法〕

必修科目12単位、選択必修科目4単位以上、合計30単位以上を修得すること。

文学研究科（修士課程）

臨床心理学専攻		
授 業 科 目	単位数	必・選別
課 題 研 究 I	1	必修科目
課 題 研 究 II	1	
課 題 研 究 III	1	
保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	選択科目
福祉分野に関する理論と支援の展開	2	
教育分野に関する理論と支援の展開	2	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
心理的アセスメントに関する理論と実践 I	2	
心理的アセスメントに関する理論と実践 II	2	
心理支援に関する理論と実践 I	2	
心理支援に関する理論と実践 II	2	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	
心の健康教育に関する理論と実践	2	
心理実践実習（学内）I	1	
心理実践実習（学外）I	1	
心理実践実習指導（学内）I	2	
心理実践実習指導（学外）I	1	
心理実践実習（学内）II	2	
心理実践実習（学外）II	2	
心理実践実習指導（学内）II	2	
心理実践実習指導（学外）II	1	
臨床心理学研究法特論	2	選択科目
子どもと親の面接特論	2	
心理療法特論	2	
発達障害臨床特論	2	
心理学トピック特論	2	
心理学研究法特論 I	1	
心理学研究法特論 II	1	
心理学研究法特論 III	1	

〔履修方法〕

必修科目 3 単位、合計30単位以上を修得すること。

臨床教育学研究科（修士課程）

臨床教育学専攻			
分野	授 業 科 目	単位数	必・選別
共 通 分 野	臨床教育学総論	2	必修科目
	臨床教育学総合演習	1	
	課題研究Ⅰ	1	
	課題研究Ⅱ	2	
	実地研究	1	
調 査 研 究 計 画	調査研究計画	2	選択科目
	教育調査・統計法	2	
	社会調査法	2	
教 育 学 関 連	臨床教育学特論	2	
	臨床教育学演習	2	
	生徒指導特論	2	
	生徒指導演習	2	
	教育社会学特論	2	
	教育社会学演習	2	
	教育問題特論	2	
	人権教育学特論	2	
	現代教師特論	2	
現代子ども理解特論	2		
学校と子どもの心理	2		
心 理 学 関 連	発達臨床心理学特論	2	
	発達臨床心理学演習	2	
	学校臨床学特論	2	
	学校臨床学演習	2	
	教育心理学特論	2	
	心理アセスメントの理論と実際	2	
	障害児・者の教育と心理	2	
	心理教育アセスメント特論	2	
特別支援教育特論	2		
福 祉 学 関 連	人間・社会福祉学特論	2	
	人間・社会福祉学演習	2	
	子ども・家庭福祉学特論	2	
	臨床福祉学特論Ⅰ	2	
	臨床福祉学特論Ⅱ	2	
	教育福祉特論	2	

〔履修方法〕

必修科目7単位、3関連分野の選択科目のうち主に専門とする分野から6単位以上を含め24単位以上、合計31単位以上を履修すること。



臨床教育学研究科（博士後期課程）

臨床教育学専攻		
授業科目	単位数	必・選別
特別研究Ⅰ	2	必修科目
特別研究Ⅱ	2	
特別研究Ⅲ	2	
臨床教育学特別講義	2	選択科目
教育学特別講義	2	
臨床心理学特別講義	2	
臨床教育学特別演習	1	
教育学特別演習	1	
臨床心理学特別演習	1	
大学教育入門（プレFD）	1	

〔履修方法〕

必修科目6単位、選択科目のうちから主として専門とする分野の特別講義2単位、及び特別演習1単位、合計9単位以上を修得すること。

健康・スポーツ科学研究科（修士課程）

健康・スポーツ科学専攻			
分野	授 業 科 目	単位数	必・選別
論文作成 研究科目	課 題 研 究 I	4	必修科目
	課 題 研 究 II	4	
共通	健康・スポーツ科学研究法 身体運動評価学実習	2 1	
スポーツ 教育学	保健体育科教育学特論	2	選択科目
	保健体育科教育学演習	1	
	スポーツ教育学特論	2	
	スポーツ教育学演習	1	
ス ポ ー ツ 科 学	運 動 生 理 学 特 論	2	
	運 動 生 理 学 演 習	1	
	健康行動科学特論	2	
	健康行動科学演習	1	
	レジャー・レクリエーション学特論	2	
	レジャー・レクリエーション学演習	1	
	運動制御学特論	2	
	運動制御学演習	1	
	スポーツ心理学特論	2	
	スポーツ心理学演習	1	
	スポーツコーチング特論	2	
	スポーツコーチング演習	1	
スポーツ文化学特論	2		
スポーツ文化学演習	1		
ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト 学	スポーツビジネス特論	2	
	スポーツビジネス演習	1	
	スポーツマーケティング特論	2	
	スポーツマーケティング演習	1	
	スポーツマネジメント特論	2	
	スポーツマネジメント演習	1	
	スポーツイベント特論	2	
	スポーツイベント演習	1	
健 康 科 学	スポーツ医学特論	2	
	スポーツ医学演習	1	
	運動機能障害学特論	2	
	運動機能障害学演習	1	
	分子機能回復学特論	2	
	分子機能回復学演習	1	

〔履修方法〕

必修科目11単位と指導教員による特論・演習の3単位、その他の特論科目及び別に定める科目から8科目16単位以上を選択し、合計30単位以上を修得すること。

生活環境学研究科（修士課程）

生活環境学専攻		
授業科目	単位数	必・選別
特別研究	16	必修科目
生活文化情報学特別演習	4	選択必修科目
生活環境学特別演習	4	
生活文化学特論	2	選択科目
生活文化学演習	2	
生活美学特論	2	
環境芸術特論	2	
購買行動学特論	2	
余暇行動学特論	2	
生活情報処理特論	2	
生活情報処理演習	2	
社会情報学特論	2	
情報数学特論	2	
経営情報システム特論	2	
服飾美学特論	2	
生活材料学特論	2	
材料保存学特論	2	
材料加工学演習	2	
機能発現学特論	2	
空間デザインⅠ	2	
空間デザインⅡ	2	
空間デザイン設計Ⅰ	2	
空間デザイン設計Ⅱ	2	
地域空間デザイン	2	
地域空間デザイン設計	2	
環境計画技術	2	
環境計画技術演習	2	
環境科学演習	2	
環境行動学特論	2	
生活環境学特別講義	2	
建築設計実務	6	
設計・工事監理実務実習Ⅰ	6	
設計・工事監理実務実習Ⅱ	8	

〔履修方法〕

必修科目16単位、選択必修科目4単位以上、合計30単位以上を修得すること。

生活環境学研究科（博士後期課程）

生活環境学専攻		
授業科目	単位数	必・選別
後期課程研究Ⅰ	1	必修科目
後期課程研究Ⅱ	1	
後期課程研究Ⅲ	1	
後期課程研究Ⅳ	1	
後期課程研究Ⅴ	1	
後期課程研究Ⅵ	1	
生活環境学特殊演習	1	

〔履修方法〕

必修科目7単位を修得すること。

食物栄養科学研究科（修士課程）

食物栄養学専攻 健康栄養科学コース		
授 業 科 目	単位数	必・選別
論 文 指 導	－	必修科目
食物栄養科学特別実験Ⅰ	6	
食物栄養科学特別実験Ⅱ	6	
栄養疫学特論	2	
生物統計学	1	
栄 養 学 特 論	2	選択必修科目
応用栄養学特論	2	
栄養教育論特論	2	
臨床栄養学特論	2	
公衆栄養学特論	2	
給食経営管理特論	2	
健康情報解析実践論	2	選択科目
栄養免疫学特論	2	
身体活動と栄養	2	
食環境科学特論	2	
病態栄養生理学特論	1	
病態栄養生理学研究特論	1	
福祉行政論特論	1	
高齢医学特論	1	
医療倫理特論	1	
健康政策学特論	1	
健康管理学研究特論	1	
臨床医学スキルアップ実習	1	
栄養教諭論特論	2	
食教育実践論	2	

〔履修方法〕

必修科目15単位、選択必修科目6単位以上、合計30単位以上を修得すること。

食物栄養科学研究科（修士課程）

食物栄養学専攻 実践管理栄養コース		
授 業 科 目	単位数	必・選別
論 文 指 導	－	必修科目
実践管理栄養特別実習Ⅰ	3	
実践管理栄養特別実習Ⅱ	3	
栄養疫学特論	2	
生物統計学	1	
臨床実習Ⅰ	4	
臨床実習Ⅱ	4	
エビデンス臨床栄養学演習Ⅰ	2	
エビデンス臨床栄養学演習Ⅱ	2	
病態栄養生理学特論	1	選択必修科目
病態栄養生理学研究特論	1	
高齢医学特論	1	
医療倫理特論	1	
P O S 演 習	2	
健康情報解析実践論	2	選択科目
栄養学特論	2	
応用栄養学特論	2	
栄養教育論特論	2	
臨床栄養学特論	2	
公衆栄養学特論	2	
給食経営管理特論	2	
栄養免疫学特論	2	
身体活動と栄養	2	
食環境科学特論	2	
健康政策学特論	1	
臨床医学スキルアップ実習	1	

〔履修方法〕

必修科目21単位、選択必修科目4単位以上、合計30単位以上を修得すること。

食物栄養科学研究科（博士後期課程）

食 物 栄 養 学 専 攻		
授 業 科 目	単位数	必・選別
食 物 栄 養 学 特 殊 演 習	1	必修科目
論 文 指 導 I	1	
論 文 指 導 II	1	
論 文 指 導 III	1	
論 文 指 導 IV	1	
論 文 指 導 V	1	
論 文 指 導 VI	1	

〔履修方法〕

必修科目7単位を修得すること。



食物栄養科学研究科（修士課程）

食 創 造 科 学 専 攻		
授 業 科 目	単位数	必・選別
論 文 指 導	－	必修科目
食創造科学特別実験Ⅰ	6	
食創造科学特別実験Ⅱ	6	
研究倫理学特論	2	
食 品 機 能 学 特 論	2	選択必修科目
食 品 衛 生 学 特 論	2	
分 子 栄 養 学 特 論	2	
調 理 科 学 特 論	2	
食 品 製 造 学 特 論	2	
食 品 開 発 学 特 論	2	
食 品 安 全 科 学 特 論	2	
食 品 機 器 分 析 学 特 論	2	
食 品 化 学 特 論	2	選択科目
食 品 加 工 学 特 論	2	
食 品 産 業 論 特 論	1	
リ ス ク 評 価 学 特 論	2	
フ ー ド ビ ジ ネ ス 学 特 論	1	
メ ニ ュ ー 開 発 特 論	1	
比 較 食 文 化 特 論	1	
グ ロー バ ル フ ー ド 学 特 論	1	
バ イ オ ビ ジ ネ ス 特 論	1	
醸 造 学 特 論	1	
フ ー ド モ レ キ ュ ラ ー バ イ オ ロ ジ ー	1	
健 康 食 品 学 特 論	2	
栄 養 ケ ア 食 品 特 論	2	

〔履修方法〕

必修科目15単位（食物栄養学専攻で開講する「生物統計学（1単位）」を含む）、選択必修科目6単位以上、合計30単位以上を修得すること。

食物栄養科学研究科（博士後期課程）

食 創 造 科 学 専 攻		
授 業 科 目	単位数	必・選別
食 創 造 科 学 特 殊 演 習	1	必修科目
論 文 指 導 I	1	
論 文 指 導 II	1	
論 文 指 導 III	1	
論 文 指 導 IV	1	
論 文 指 導 V	1	
論 文 指 導 VI	1	

〔履修方法〕

必修科目7単位を修得すること。

建築学研究科（修士課程）

建 築 学 専 攻			
分野	授 業 科 目	単位数	必・選別
シ ン プ タ ー ン 科 目	建築設計インターンシップⅠ	2	選択必修科目
	建築設計インターンシップⅡ	2	
	建築構造設計インターンシップ	2	
	建築設備設計インターンシップ	2	
	建築施工管理インターンシップ	2	
	建築保存修復インターンシップ	2	
	建 築 設 計 実 務	10	必修科目
演 習 科 目	建築設計総合演習A	6	必修科目
	建築設計技術演習A	4	
	建築設計総合演習B	6	
	建築設計技術演習B	4	
	修士設計文 修士論	6 6	選択必修科目
理 論 科 目	建築家の職能と倫理論	2	必修科目
	建築計画マネジメント論	2	
	建築設計計画論A	2	選択必修科目
	建築設計計画論B	2	
	建築構造設計論A	2	
	建築構造設計論B	2	
	建築環境設備設計論A	2	
	建築環境設備設計論B	2	
	建築施工管理論	2	
建築法規特論	2		
ワ ー ク 科 目	建築フィールドワークⅤA	1	必修科目
	建築フィールドワークⅤB	1	選択必修科目
	建築フィールドワークⅥ	1	
	海外保存修復実習	1	選択科目
科目 語学	ト ル コ 語	1	選択科目

〔履修方法〕

必修科目35単位、選択必修科目25単位以上、合計62単位以上を修得すること。

建築学研究科（博士後期課程）

建 築 学 専 攻		
授 業 科 目	単位数	必・選別
研 究 指 導 I	1	必修科目
研 究 指 導 II	1	
研 究 指 導 III	1	
研 究 指 導 IV	1	
研 究 指 導 V	1	
研 究 指 導 VI	1	
先 端 建 築 学 演 習	1	

〔履修方法〕

必修科目7単位を修得すること。

建築学研究科（修士課程）

景 観 建 築 学 専 攻					
分野	授 業 科 目	単位数	必・選別		
シ ン プ コ ウ 目	建築実務インターンシップⅠ	2	必修科目		
	建築実務インターンシップⅡ	2			
	景観実務インターンシップ	2	選択科目		
	建 築 設 計 実 務	10	必修科目		
演 習 科 目	景観建築設計総合演習A	4	必修科目		
	景観建築設計総合演習B	4			
	修 士 設 計 修 士 論 文	6 6	選択必修科目		
講 義 科 目	建 築 家 の 職 能 と 倫 理 建 築 計 画 マ ネ ジ メ ン ト	2 2	必修科目		
	建 築 構 造 設 計 論 A 建 築 構 造 設 計 論 B 建 築 環 境 設 備 設 計 論 A 建 築 環 境 設 備 設 計 論 B 建 築 施 工 管 理 論 建 築 法 規 特 論	2 2 2 2 2 2	選択必修科目		
	景 観 映 像 情 報 特 論 A 景 観 映 像 情 報 特 論 B 景 観 建 築 特 論	2 2 2		必修科目	
	景 観 生 態 学 特 論 建 築 都 市 緑 化 特 論 景 観 緑 地 計 画 特 論 景 観 緑 化 工 学 特 論 景 観 計 画 論 景 観 設 計 論	2 2 2 2 2 2		選択必修科目	
	景観建築フィールドワークVA	1			必修科目
	景観建築フィールドワークVB 景観建築フィールドワークVI	1 1			選択必修科目
	海 外 保 存 修 復 実 習	1			選択科目
	科 目 語 学	ト ル コ 語	1		選択科目

〔履修方法〕

必修科目33単位、選択必修科目25単位以上、合計62単位以上を修得すること。

建築学研究科（博士後期課程）

景 観 建 築 学 専 攻		
授 業 科 目	単位数	必・選別
研 究 指 導 I	1	必修科目
研 究 指 導 II	1	
研 究 指 導 III	1	
研 究 指 導 IV	1	
研 究 指 導 V	1	
研 究 指 導 VI	1	
先 端 景 観 建 築 学 演 習	1	

〔履修方法〕

必修科目7単位を修得すること。

薬学研究科（博士課程）

薬学専攻		
授業科目	単位数	必・選別
論文作成研究Ⅰ	1.5	必修科目
論文作成研究Ⅱ	1.5	
論文作成研究Ⅲ	1.5	
論文作成研究Ⅳ	1.5	
演習Ⅰ	6	
演習Ⅱ	6	
演習Ⅲ	6	
先端薬学特論	2	選択科目
先端臨床薬学特論	2	
先端薬学特別演習	2	
先端臨床薬学特別演習	2	

〔履修方法〕

必修科目24単位を含み、主として専攻する分野の特論及び特別演習合計4単位を修得すること。



薬学研究科（修士課程）

薬 科 学 専 攻			
分野	授 業 科 目	単位数	必・選別
	研 究 指 導 I	1	必修科目
	研 究 指 導 II	1	
	研 究 指 導 III	1	
	研 究 指 導 IV	1	
	薬科学論文作成実験 I	6	
	薬科学論文作成実験 II	6	
	薬科学特別演習 I	2	
	薬科学特別演習 II	2	
	薬科学英語演習	1	
基礎薬科学	有機化学特論	2	選択科目
	有機合成特論	2	
	薬用資源学特論	2	
	物理化学特論	2	
	生体分子解析学特論	2	
	分子生物学特論	2	
	細胞生物学特論	2	
	衛生・環境学特論	2	
	薬理学特論	2	
	薬剤・製剤学特論	2	
応用薬科学	治験・臨床開発特論	2	
	データサイエンス特論	1	
	ゲノム医療・精密医療学特論	2	
	健康予防栄養学特論	1	
	レギュラトリーサイエンス特論	2	
	化粧品科学特論	2	

〔履修方法〕

一般学生は必修科目20単位を含み、合計30単位以上を修得すること。

社会人学生は必修科目20単位を含み、合計30単位以上を修得すること。

薬学研究科（博士後期課程）

薬 科 学 専 攻		
授 業 科 目	単位数	必・選別
論 文 作 成 研 究 I	2	必修科目
論 文 作 成 研 究 II	2	
論 文 作 成 研 究 III	2	
論 文 作 成 研 究 IV	2	
論 文 作 成 研 究 V	2	
論 文 作 成 研 究 VI	2	
先 端 薬 科 学 演 習	4	選択科目
先 端 応 用 薬 科 学 演 習	4	

〔履修方法〕

必修科目12単位を含み、合計16単位以上を修得すること。

看護学研究科（修士課程）

看護学専攻 看護学研究コース					
科目区分		授 業 科 目	単位数	必・選別	
特別研究		特 別 研 究	6	必修科目	
共通教育科目	専門基礎科目	看護研究方法論	2	必修科目	
		看護倫理	2		
		論理的思考論	2		
		看護教育論	2		
		保健看護行政論	2		
		看護マネジメント論	2		
		対人援助論	2		
	看護統計法	2			
	関連科目	(臨心)	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	選択科目
		(臨心)	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	
		(臨教)	人間・社会福祉学特論	2	
		(臨教)	子ども・家庭福祉学特論	2	
		(臨教)	発達臨床心理学特論	2	
		(臨教)	障害児・者の教育と心理	2	
(食栄)		医療倫理特論	1		
(食栄)	福祉行政論特論	1			
(健康)	運動機能障害学特論	2			
専門教育科目	生涯発達看護学領域	生涯発達看護学総論	2		
		生涯発達看護学特論A (成人慢性看護学)	2		
		生涯発達看護学特論B (成人急性看護学)	2		
		生涯発達看護学特論C (小児看護学)	2		
		生涯発達看護学特論D (母性看護学)	2		
		生涯発達看護学演習A	2		
		生涯発達看護学演習B	2		
		広域実践看護学領域	広域実践看護学総論	2	
	広域実践看護学特論A (基礎看護学)	2			
	広域実践看護学特論B (老年看護学)	2			
	広域実践看護学特論C (精神看護学)	2			
	広域実践看護学特論D (在宅看護学)	2			
	広域実践看護学特論E (公衆衛生看護学)	2			
	広域実践看護学演習A	2			
広域実践看護学演習B	2				

〔履修方法〕

特別研究 6 単位、共通教育科目において専門基礎科目の必修科目 4 単位、専門教育科目において 2 つの看護学領域から主として専攻する看護学分野の領域の総論 2 単位と特論 2 単位及び演習 4 単位の計 8 単位を含め、合計 30 単位以上を修得すること。

看護学研究科（修士課程）

看護学専攻 看護学研究保健師コース					
科目区分	授 業 科 目		単位数	必・選別	
特別研究	特 別 研 究		6		
共通教育科目	専門基礎科目	看護研究 方法論	2	必修科目	
		看護 倫 理	2		
		論 理 的 思 考 論	2	選択科目	
		看 護 教 育 論	2		
		保 健 看 護 行 政 論	2	必修科目	
		看 護 マ ネ ジ メ ン ト 論	2		
	対 人 援 助 論	2			
	看 護 統 計 法	2			
	関連科目	(臨心)	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	選択科目
		(臨心)	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	
		(臨教)	人間・社会福祉学特論	2	
		(臨教)	子ども・家庭福祉学特論	2	
		(臨教)	発達臨床心理学特論	2	
		(臨教)	障害児・者の教育と心理	2	
(食栄)	医療倫理特論	1			
(食栄)	福祉行政論特論	1	必修科目		
(健康)	運動機能障害学特論	2			
専門教育科目	生涯発達看護学領域	生涯発達看護学総論	2	選択科目	
		生涯発達看護学特論A(成人慢性看護学)	2		
		生涯発達看護学特論B(成人急性看護学)	2		
		生涯発達看護学特論C(小児看護学)	2		
		生涯発達看護学特論D(母性看護学)	2		
		生涯発達看護学演習A	2		
		生涯発達看護学演習B	2		
		広域実践看護学総論	2		必修科目
	広域実践看護学領域	広域実践看護学特論A(基礎看護学)	2	選択科目	
		広域実践看護学特論B(老年看護学)	2		
		広域実践看護学特論C(精神看護学)	2		
		広域実践看護学特論D(在宅看護学)	2		
		広域実践看護学特論E(公衆衛生看護学)	2		
		広域実践看護学演習A	2		
広域実践看護学演習B	2				
広域実践看護学実習(公衆衛生看護学)	3				
公衆衛生看護学科目	公衆衛生看護学原論特論	2	必修科目		
	公衆衛生看護技術特論	2			
	ハイリスク事例支援特論	2			
	公衆衛生看護展開特論	2			
	地区・組織支援活動特論	2			
	地域事業展開特論	2			
	学校保健・産業保健特論	2			
	地域マネジメント特論	2			
	地域健康危機管理特論	2			
	公衆衛生看護疫学特論	2			
	実践保健統計学	2			
	地域ケアシステム特論	1			
	公衆衛生看護活動展開実習	3			
	公衆衛生看護コミュニティ展開実習	2			
公衆衛生看護管理実習	1				

〔履修方法〕

看護学研究保健師コースでは、特別研究6単位、共通教育科目において専門基礎科目の必修科目計6単位、関連科目の必修科目計1単位、専門教育科目において広域実践看護学領域の必修科目計11単位、公衆衛生看護学科目において必修科目計29単位を含め、合計62単位以上を修得すること。

看護学研究科（博士後期課程）

看護学専攻			
科目区分	授業科目	単位数	必・選別
特別研究	特別研究Ⅰ	2	必修科目
	特別研究Ⅱ	2	
	特別研究Ⅲ	2	
共通教育科目	看護エビデンス特論	1	必修科目
	看護理論探求特論	1	
	看護研究倫理特論	1	選択科目
	社会連携看護ケア特論	1	
	国際看護情勢特論	1	
専門教育科目	生涯発達看護学特講	1	選択科目
	広域実践看護学特講	1	

〔履修方法〕

必修科目 8 単位、共通教育科目選択科目 1 単位以上、専門教育科目 1 単位以上の合計10単位以上を修得すること。

別表第2（第41条関係）

令和6年度の入学生

研究科	費目	入学検定料	入学金	学 費（年額）			備 考
				授業料	教育充実費	実験実習費	
文学研究科	日本語日本文学専攻	35,000	280,000	545,000	130,000	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本学大学および短期大学部卒業生については、入学金を半額とする。但し、本学建築学科および景観建築学科卒業後、直ちに修士課程に進学する者については、入学金を免除する。</li> <li>• 博士後期課程・博士課程に進学する本学修士課程修了者については、入学金を免除する。</li> <li>• 長期履修学生の授業料（年額）は異なる。</li> </ul>
	英語英米文学専攻	35,000	280,000	545,000	158,000	—	
	教育学専攻	35,000	280,000	605,000	129,000	—	
	臨床心理学専攻	35,000	280,000	605,000	129,000	—	
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻(修士)	35,000	280,000	545,000	105,000	—	
	臨床教育学専攻(博士後期)	35,000	280,000	605,000	129,000	—	
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	35,000	280,000	605,000	108,000	—	
生活環境学研究科	生活環境学専攻	35,000	280,000	605,000	129,000	—	
	食物栄養科学専攻	35,000	280,000	645,000	131,000	—	
食物栄養科学研究科	食創造科学専攻	35,000	280,000	645,000	131,000	—	
	建築学専攻	35,000	280,000	750,000	288,000	80,000	
建築学研究科	景観建築学専攻	35,000	280,000	750,000	288,000	80,000	
	薬学専攻	35,000	280,000	705,000	117,000	—	
薬学研究科	薬科学専攻	35,000	280,000	705,000	129,000	—	
	看護学専攻(修士看護学研究コース)	35,000	280,000	545,000	105,000	—	
看護学研究科	看護学専攻(修士看護学研究保健師コース)	35,000	280,000	700,000	200,000	16,000	
	看護学専攻(博士後期)	35,000	280,000	605,000	129,000	—	

令和5年度の入学生

研究科	費目	学 費（年額）			備 考
		授業料	教育充実費	実験実習費	
文学研究科	日本語日本文学専攻	545,000	130,000	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 薬学研究科薬科学専攻の学生のうち、社会人特別選抜による学生は、授業料を545,000円、教育充実費を103,000円とする。</li> <li>• 長期履修学生の授業料（年額）は異なる。</li> </ul>
	英語英米文学専攻	545,000	158,000	—	
	教育学専攻	605,000	129,000	—	
	臨床心理学専攻	605,000	129,000	—	
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻(修士)	545,000	105,000	—	
	臨床教育学専攻(博士後期)	605,000	129,000	—	
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	605,000	108,000	—	
生活環境学研究科	生活環境学専攻	605,000	129,000	—	
	食物栄養科学専攻	645,000	131,000	—	
食物栄養科学研究科	食創造科学専攻	645,000	131,000	—	
	建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
建築学研究科	景観建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
	薬学専攻	705,000	117,000	—	
薬学研究科	薬科学専攻	705,000	129,000	—	
	看護学専攻(修士看護学研究コース)	545,000	105,000	—	
看護学研究科	看護学専攻(修士看護学研究保健師コース)	700,000	200,000	16,000	
	看護学専攻(博士後期)	605,000	129,000	—	

令和4年度の入学生

研究科	費目	学 費 (年額)			備 考
		授業料	教育充実費	実験実習費	
文学研究科	日本語日本文学専攻	545,000 <sup>円</sup>	130,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬学研究科薬科学専攻の学生のうち、社会人特別選抜による学生は、授業料を545,000円、教育充実費を103,000円とする。</li> <li>長期履修学生の授業料(年額)は異なる。</li> </ul>
	英語英米文学専攻	545,000	158,000	—	
	教育学専攻	605,000	129,000	—	
	臨床心理学専攻	605,000	129,000	—	
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻(修士)	545,000	105,000	—	
	臨床教育学専攻(博士後期)	605,000	129,000	—	
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	605,000	108,000	—	
生活環境学研究科	生活環境学専攻	605,000	129,000	—	
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	645,000	131,000	—	
	食創造科学専攻	645,000	131,000	—	
建築学研究科	建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
	景観建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
薬学研究科	薬学専攻	705,000	117,000	—	
	薬科学専攻	705,000	129,000	—	
看護学研究科	看護学専攻 (修士看護学研究コース)	545,000	105,000	—	
	看護学専攻 (修士看護学研究保健師コース)	700,000	200,000	16,000	
	看護学専攻(博士後期)	605,000	129,000	—	

令和3年度の入学生

研究科	費目	学 費 (年額)			備 考
		授業料	教育充実費	実験実習費	
文学研究科	日本語日本文学専攻	545,000 <sup>円</sup>	130,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬学研究科薬科学専攻の学生のうち、社会人特別選抜による学生は、授業料を545,000円、教育充実費を103,000円とする。</li> <li>長期履修学生の授業料(年額)は異なる。</li> </ul>
	英語英米文学専攻	545,000	158,000	—	
	教育学専攻	605,000	129,000	—	
	臨床心理学専攻	605,000	129,000	—	
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻(修士)	545,000	105,000	—	
	臨床教育学専攻(博士後期)	605,000	129,000	—	
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	605,000	108,000	—	
生活環境学研究科	食物栄養学専攻	645,000	131,000	—	
	生活環境学専攻	605,000	129,000	—	
建築学研究科	建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
	景観建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
薬学研究科	薬学専攻	705,000	117,000	—	
	薬科学専攻	705,000	129,000	—	
看護学研究科	看護学専攻 (修士看護学研究コース)	545,000	105,000	—	
	看護学専攻 (修士看護学研究保健師コース)	700,000	200,000	16,000	
	看護学専攻(博士後期)	605,000	129,000	—	



令和2年度の入学生

研究科	費目	学 費 (年額)			備 考
		授業料	教育充実費	実験実習費	
文学研究科	日本語日本文学専攻	545,000 <sup>円</sup>	130,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬学研究科薬科学専攻の学生のうち、社会人特別選抜による学生は、授業料を545,000円、教育充実費を103,000円とする。</li> <li>長期履修学生の授業料(年額)は異なる。</li> </ul>
	英語英米文学専攻	545,000	158,000	—	
	教育学専攻	605,000	129,000	—	
	臨床心理学専攻	605,000	129,000	—	
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻(修士)	545,000	105,000	—	
	臨床教育学専攻(博士後期)	605,000	129,000	—	
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	605,000	108,000	—	
生活環境学 研究科	食物栄養学専攻	645,000	131,000	—	
	生活環境学専攻	605,000	129,000	—	
建築学研究科	建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
	景観建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
薬学研究科	薬学専攻	705,000	117,000	—	
	薬科学専攻	705,000	129,000	—	
看護学 研究科	看護学専攻 (修士看護学研究コース)	800,000	200,000	—	
	看護学専攻 (修士看護学研究保健師コース)	800,000	200,000	16,000	
	看護学専攻(博士後期)	700,000	200,000	—	

令和元年度の入学生

研究科	費目	学 費 (年額)			備 考
		授業料	教育充実費	実験実習費	
文学研究科	日本語日本文学専攻	545,000 <sup>円</sup>	130,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬学研究科薬科学専攻の学生のうち、社会人特別選抜による学生は、授業料を545,000円、教育充実費を103,000円とする。</li> <li>長期履修学生の授業料(年額)は異なる。</li> </ul>
	英語英米文学専攻	545,000	158,000	—	
	教育学専攻	605,000	129,000	—	
	臨床心理学専攻	605,000	129,000	—	
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻(修士)	545,000	105,000	—	
	臨床教育学専攻(博士後期)	605,000	129,000	—	
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	605,000	108,000	—	
生活環境学 研究科	食物栄養学専攻	645,000	131,000	—	
	生活環境学専攻	605,000	129,000	—	
	建築学専攻	730,000	288,000	60,000	
薬学研究科	薬学専攻	705,000	117,000	—	
	薬科学専攻	705,000	129,000	—	
看護学 研究科	看護学専攻 (修士看護学研究コース)	800,000	200,000	—	
	看護学専攻 (修士看護学研究保健師コース)	800,000	200,000	16,000	
	看護学専攻(博士後期)	700,000	200,000	—	

平成28～30年度の入学生

研究科		費目	学 費 (年額)			備 考
			授業料	教育充実費	実験実習費	
文学研究科	日本語日本文学専攻	545,000 <sup>円</sup>	100,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬学研究科薬科学専攻の学生のうち、社会人特別選抜による学生は、授業料を545,000円、教育充実費を80,000円とする。</li> <li>長期履修学生の授業料(年額)は異なる。</li> </ul>	
	英語英米文学専攻	545,000	100,000	—		
	教育学専攻	605,000	100,000	—		
	臨床心理学専攻	605,000	100,000	—		
臨床教育学研究科	臨床教育学専攻(修士)	545,000	80,000	—		
	臨床教育学専攻(博士後期)	605,000	100,000	—		
健康・スポーツ科学研究科	健康・スポーツ科学専攻	605,000	80,000	—		
生活環境学 研 究 科	食物栄養学専攻	645,000	100,000	—		
	生活環境学専攻	605,000	100,000	—		
	建築学専攻	730,000	250,000	60,000		
薬学研究科	薬学専攻	705,000	100,000	—		
	薬科学専攻	705,000	100,000	—		
看護学研究科	看護学専攻(修士)	800,000	200,000	—		
	看護学専攻(博士後期)	700,000	200,000	—		

看護学研究科看護学専攻博士後期課程は平成29年度開設

別表第3（第45条関係）

区 分		金 額	備 考
科目等履修生	選考料	10,000円	本学卒業生及び本学修了生は免除
	登録料	15,000円	本学卒業生及び本学修了生は半額
	履修料	1単位 30,000円 ただし、薬学研究科薬科学専攻の「実践薬科学特別実習Ⅰ・Ⅱ」については 1単位 80,000円	単位不要の場合は半額

別表第4（第46条関係）

区 分		研 究 科 ・ 専 攻	金 額（月額）		
研 究 生	研 究 料	文 学 研 究 科	日本語日本文学専攻	24,000円	
			英語英米文学専攻		
			教育学専攻		
				臨床心理学専攻	26,000円
			臨床教育学研究科	26,000円	
			健康・スポーツ科学研究科	29,000円	
			生活環境学研究科	生活環境学専攻	26,000円
			食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	28,000円
				食創造科学専攻	
			建 築 学 研 究 科	建築学専攻	32,000円
				景観建築学専攻	
			薬 学 研 究 科	30,000円	
	看 護 学 研 究 科	看護学専攻	26,000円		